

令和2年度第1回市川市下水道事業審議会 資料

下水道使用料の現状と 今後のあり方について

市川市 水と緑の部 下水道経営課

1. 下水道使用料の現状

(1) 経営原則

下水道事業は公営企業として実施することとされており、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「**独立採算制の原則**」が適用される。

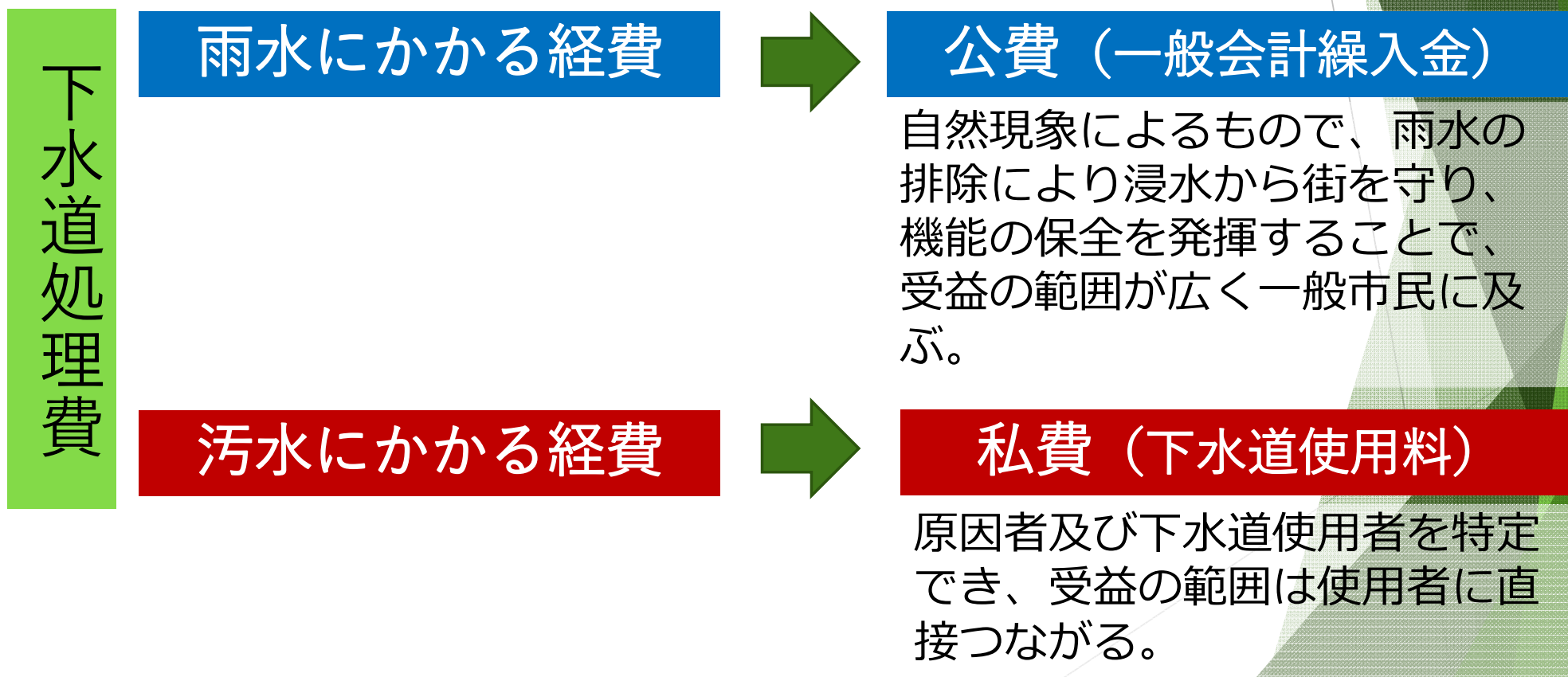
地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その經理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(2) 経費の負担区分

① 雨水公費・汚水私費の原則



(2) 経費の負担区分

② 費用と財源の関係



(2) 経費の負担区分

③ 一般会計繰入金

- 基準内繰入金 : 毎年度、総務省から通知される「繰出基準」において、下記の事由に該当するため、公費（一般会計）で負担することが認められている経費に充当するための繰入金<汚水については、「汚水私費」の例外>
- ・その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - ・その公営企業会計の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

- 基準外繰入金 : 繰出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金

種別	内容	市川市の予算科目
基準内繰入金	雨水処理に要する経費	雨水処理負担金
	分流式下水道等に要する経費 流域下水道の建設に要する経費 下水の規制に関する事務に要する経費 水洗便所に係わる改造命令等に関する事務に要する経費等	汚水処理等負担金
	政策的に公費負担が認められる企業債の償還元金	一般会計負担金
基準外繰入金	企業債の償還等の資金不足を補填するため、自治体の判断で公費負担する経費	一般会計出資金

(3) 下水道使用料の基本原則

① 徴収根拠

▶ 下水道法 (使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (省略)

▶ 市川市下水道条例 (使用料の徴収)

第十五条 市は、公共下水道の使用について、使用者（第13条の規定による届出（公共下水道の使用を開始し、若しくは再開しようとするとき、又は給水装置若しくは水道水以外の水を使用するための装置を増設しようとするときに係るものに限る。）を怠った者及び第17条の規定による届出を怠った者を含む。）から使用料を徴収する。

2 (省略)

3 (省略)

(3) 下水道使用料の基本原則

② 使用料対象経費

使用料対象経費

【性質別】

固定費

水量や使用者数に関係なく、下水道施設の規模に応じて固定的にかかる経費
(減価償却費、企業債支払利息、人件費等)

変動費

水量に応じて変動する経費
(動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金等)

需要家費

水量に関係なく、使用者数に比例してかかる経費
(徴収関係委託料等)

【目的別】

資本費

下水道施設を整備するために必要な費用
(減価償却費、企業債支払利息)

維持管理費

既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用
(人件費、動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金、徴収関係委託料等)

(3) 下水道使用料の基本原則

③ 下水道使用料の体系と使用料対象経費の配分

使用料対象経費のうち、需要家費と固定費の一部を基本使用料へ、残りの固定費と変動費の金額を従量使用料へ配賦している。

使用料体系の内訳		意味	市川市の使用料体系	使用料対象経費
二 部 使 用 料 制	基本使用料	使用量の有無に係わりなく賦課されるもの	総汚水排除量が100m ³ 以下の場合 900円（税抜き） 総汚水排除量が101m ³ 以上の場合 1,800円（税抜き）	需要家費 基本使用料 100%
	基本水量制	日常生活で最低限必要な使用量（基本水量）について、原価を下回る水準の定額制を採用し基本使用料に含めるもの	1 m ³ ～10 m ³ を基本水量として設定	固定費 基本使用料 58.2% 従量使用料 41.8% (令和元年度決算より算出)
	従量使用料	使用量の多寡に応じて、水量と単位当たりの価格により算定し賦課されるもの	8段階の水量区分を設定	変動費 従量使用料 100%
	累進使用料制	使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと	累進度 2.9 (従量料金における最高ランク水量の1m ³ 使用料÷最低ランク水量の1m ³ 使用料)	
	水質使用料制	使用料対象経費の一部を一定基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課するもの	採用していない	

(4) 市川市の下水道使用料体系

① 一般汚水（1か月当たり）

区分	汚水排除量		料金単価 (税抜き)
基本料金	1 m ³ ～10 m ³ まで	総汚水排除量が100 m ³ 以下の場合	900円
		総汚水排除量が101 m ³ 以上の場合	1,800円
従量料金 (1m ³ あたり)	11 m ³ ～ 20 m ³ まで		143円
	21 m ³ ～ 30 m ³ まで		163円
	31 m ³ ～ 50 m ³ まで		188円
	51 m ³ ～ 100 m ³ まで		227円
	101 m ³ ～ 500 m ³ まで		274円
	501 m ³ ～ 1,000 m ³ まで		318円
	1,001 m ³ ～ 2,000 m ³ まで		363円
	2,001 m ³ 以上		410円

② 浴場汚水

汚水排除量	料金単価(税抜き)
1 m ³ あたり	10円

2. 今後の下水道使用料のあり方の検討

(1) 本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因

～その1～

① 下水道使用料収入に影響を与える要因

(増加要因)

a. 汚水適正処理構想に基づく整備面積が拡大することによる水洗化人口の増加

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
処理人口(人)	370,200	372,396	376,189	380,452	387,962	396,414	407,492	419,704	431,005	441,525	450,803
水洗化率(%) ※	92.7%	93.4%	93.5%	93.5%	93.6%	93.6%	93.7%	93.7%	93.8%	93.8%	93.9%
水洗化人口(人)	343,200	347,818	351,737	355,723	363,132	371,044	381,820	393,263	404,283	414,150	423,304

※水洗化率とは、下水道が使用可能となった人(処理人口)のうち、下水道に接続するための排水設備を設置し、実際に下水道を使用している人の割合。

(減少要因)

a. 少子高齢化の進展による総人口減少

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口(人)	491,821	490,922	490,023	489,124	488,225	487,326	486,429	486,040	485,651	485,262	484,873

「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の令和7年度、12年度データを使用し、各年度の人口を線形補間して推計

(1) 本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因 ～その1～

② 費用に影響を与える要因

(増加要因)

a. 整備面積拡大や老朽化対策等に伴う固定資産減価償却費や企業債利息の増加

(千円)

	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
減価償却費－長期前受金戻入	1,802,778	1,966,320	1,991,181	2,011,487	2,149,687	2,351,872	2,538,388	2,743,649	2,937,691	3,119,341	3,315,954
企業債償還利息	555,512	575,073	493,349	514,983	549,142	612,956	687,365	783,555	881,086	970,524	1,057,043

b. 江戸川左岸等流域下水道維持管理費負担金の単価引き上げ

＜令和2年度より＞ 江戸川左岸流域 60.4円/m³ ⇒ 63.4円/m³
 印旛沼流域 55.0円/m³ ⇒ 59.2円/m³

(減少要因)

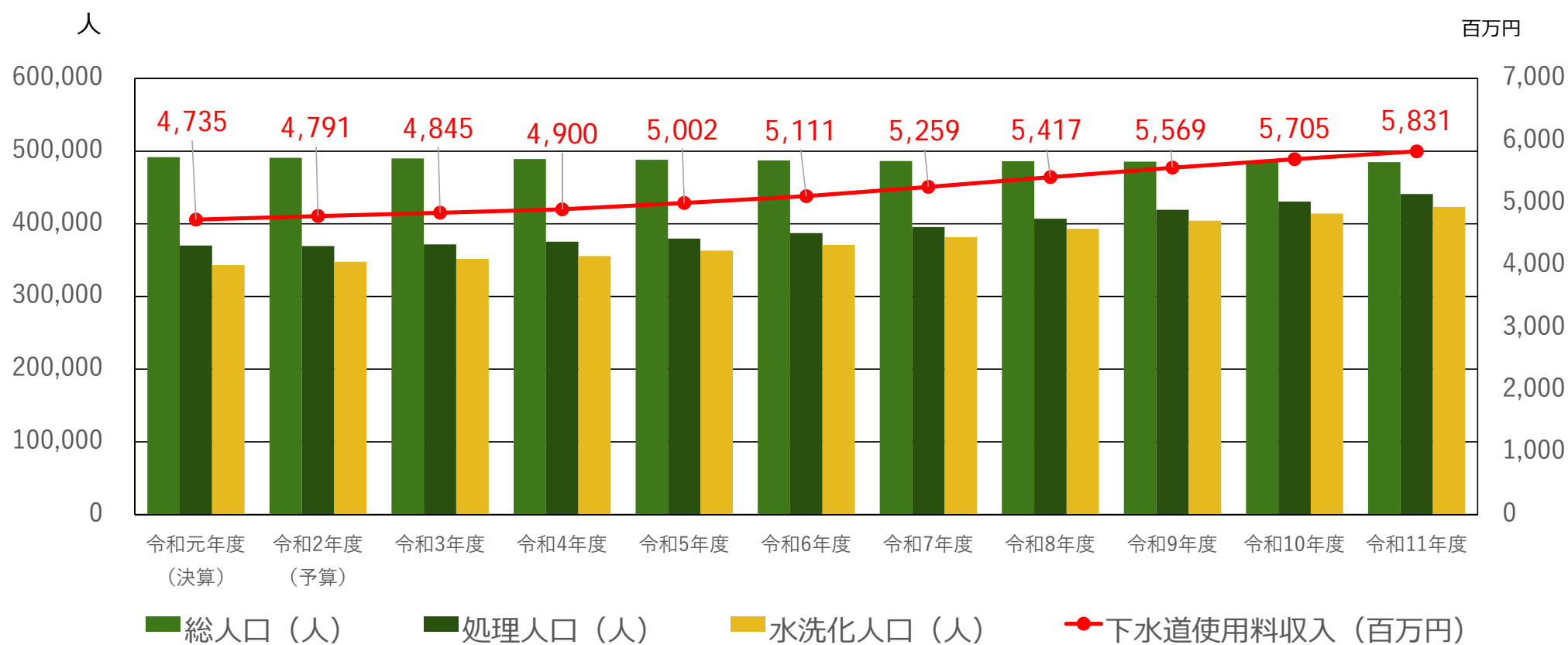
a. 下水道使用料徴収一元化による使用料徴収業務の効率化

＜令和3年1月より＞ 委託料等で令和7年度以降1.2億円削減見込み（令和元年度決算比）

(2) 本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因

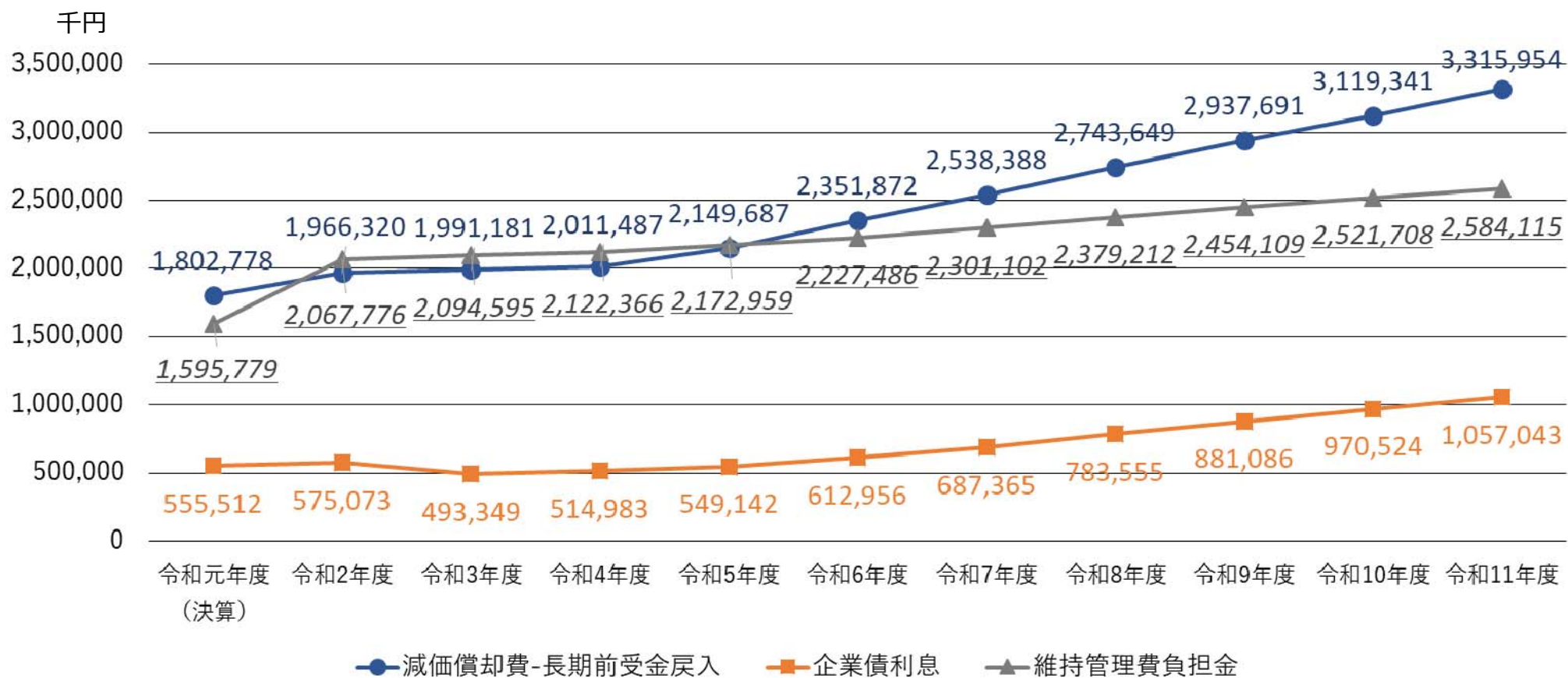
～その2～

① 下水道使用料収入の将来推計



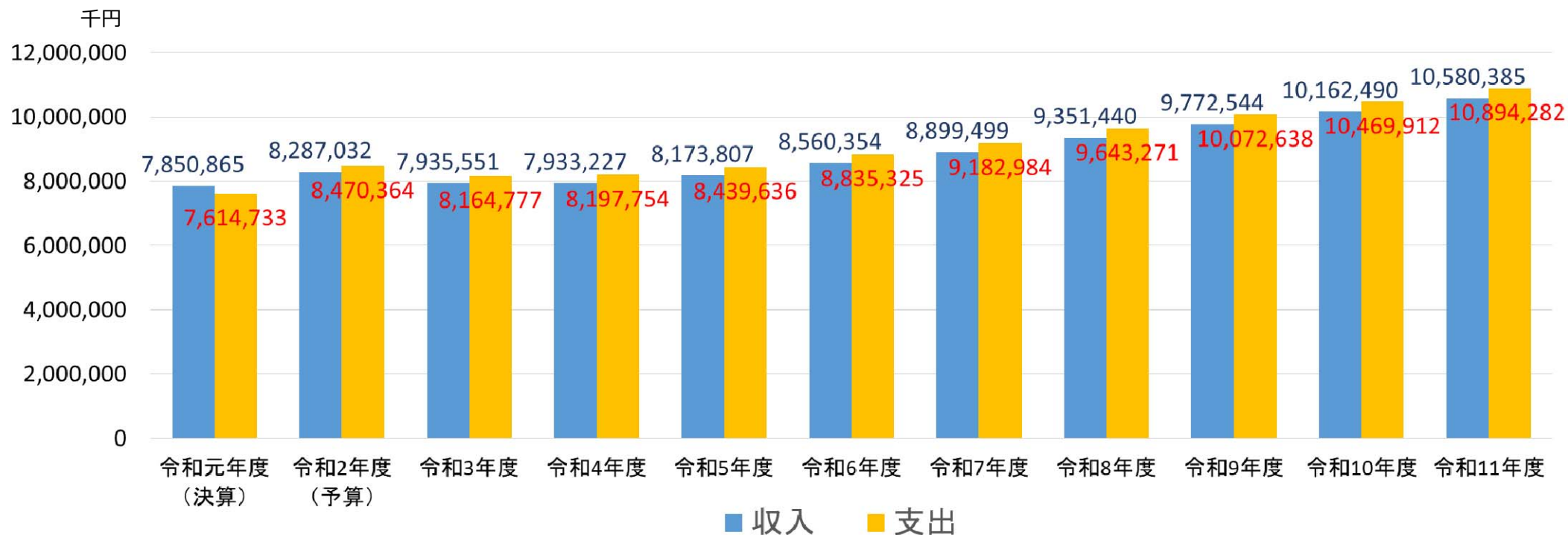
(2) 本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因 ～その2～

② 主な費用の将来推計



(3) 現行の使用料水準による将来推計

① 収益的収支



各年度の純利益及び繰越利益剰余金

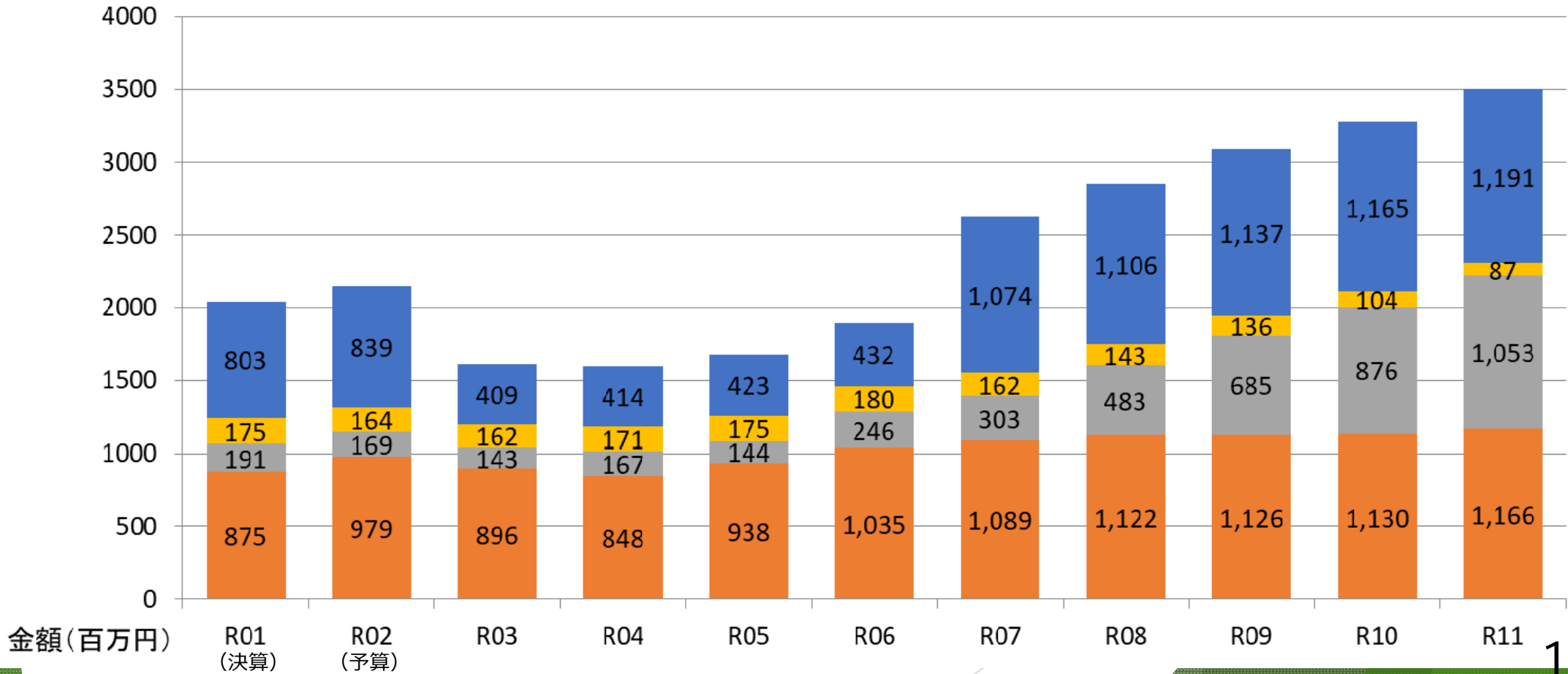
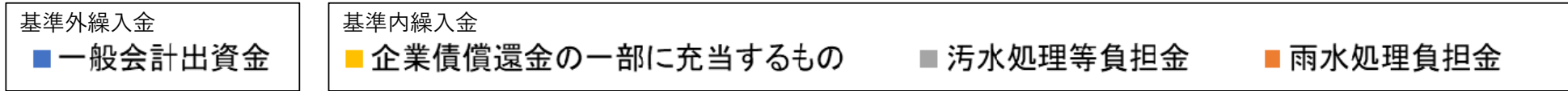
千円

	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
当年度純利益	236,132	-183,332	-229,226	-264,527	-265,829	-274,971	-283,485	-291,831	-300,094	-307,422	-313,897
繰越利益剰余金	154,759	-28,573	-257,799	-522,326	-788,156	-1,063,127	-1,346,613	-1,638,444	-1,938,538	-2,245,961	-2,559,858

(3) 現行の使用料水準による将来推計

② 一般会計負担金・出資金

【基準内繰入金】 総務省発出の操出基準に基づいて算出された繰入金
 【基準外繰入金】 操出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金



(4) 下水道使用料の見直しについて

① これまでの見直し経緯

施行日	平成12年 7月1日	平成15年 10月1日
答申	平成11年10月27日	平成15年3月12日
使用料算定期間	3年 (平成12年度～平成14年度)	3年 (平成15年度～平成17年度)
改定料金 1か月20m ³ 当たり 1世帯標準家庭使用料	2,080円(税抜)	2,330円(税抜)
使用料単価 ^(※1) (税抜)	130.17円(H12実績)	137.90円(H15実績)
改定率	平均4.86%	平均14.60%
資本費参入率 ^(※2)	37.9%(H12実績)	51.0%(H15実績)
公衆浴場	10円/m ³ (据え置き)	10円/m ³ (据え置き)
下水道普及率	59.3%(H12)	62.0%(H15)

※1 下水道使用料単価 = 使用料/有収水量

※2 平成18年度以降は企業債残高の減少等により資本費参入率が改善したため、下水道使用料の見直しを行っていない。

(4) 下水道使用料の見直しについて

② 使用料見直しの考え方

平成30年度より「地方公営企業法（財務規程等）」を適用し、現金主義の**官公庁会計**から発生主義の**公営企業会計**へ移行

<官公庁会計>

a. 歳入・歳出の資金収支均衡

b. 資本費算入率50%以上

資本費（企業債の償還元金・利息）の50%以上は下水道使用料で賄い、残りは公費負担として一般会計から繰り入れる。

c. 下水道使用料単価150円/m³（税込）以上

「今後の下水道財政の在り方に関する研究報告書」（平成18年3月総務省自治財政局地域企業経営企画室）で明示。

下水道使用料単価 = 使用料 / 有収水量

※有収水量は、処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量



<公営企業会計>

a. 各会計年度の損益収支均衡

毎年度着実に利益を計上。

b. 将来の更新需要等に備えた内部留保の充実

令和6年度までに繰越欠損金を解消。

c. 基準外繰入金の解消

一般会計出資金に頼らない財政運営。

(5) 下水道使用料改定案

1. 使用料算定期間 令和4年度～令和6年度（3年間）

○ 市川市使用料条例

第6条 使用料（この条例に規定する使用料以外の使用料を含む。）の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする。

2. 改定率 5.6%

下水道使用料単価 142円/m³（税抜・令和元年度実績） ⇒ 154円/m³（税抜・令和4年度見込）

※下水道使用料単価…下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となった水量1 m³あたりの使用料収入

3. 基本料金・従量料金の一律改定

使用量の多寡に関わらず、全ての使用者が公平に負担増を担うこととし、今回は体系の見直しは行わない。
（累進度は変更しない。）

4. 公衆浴場汚水料金は据え置き 10円/m³

<理由>

- ① 公衆衛生上、市民に不可欠な施設であり、市としても行政施策の一環として助成事業を行っていること。
- ② 物価統制令の適用を受け、事業者自ら料金設定できないこと。

5. 施行日 令和4年4月1日（予定）

新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応する。

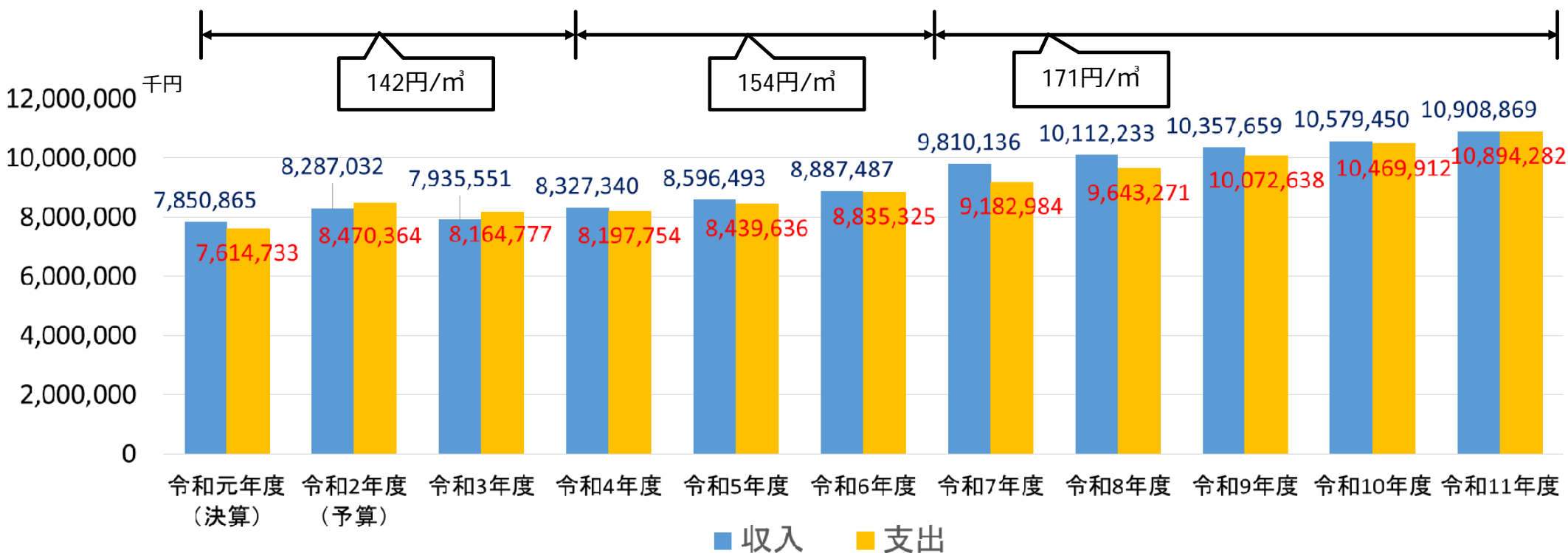
(5) 下水道使用料改定案

施行日	平成12年 7月1日	平成15年 10月1日	令和4年 4月1日
答申	平成11年10月27日	平成15年3月12日	令和2年(改定案)
使用料算定期間	3年(平成12年度 ~平成14年度)	3年(平成15年度 ~平成17年度)	3年(令和4年度 ~令和6年度)
改定料金 1か月20m ³ 当たり 1世帯標準家庭使用料	2,080円(税抜)	2,330円(税抜)	2,460円(税抜)
使用料単価 (税抜)	130.17円 (平成12年度実績)	137.90円 (平成15年度実績)	154.00円
改定率	平均4.86%	平均14.60%	平均5.60%
公衆浴場	10円/m ³ (据え置き)	10円/m ³ (据え置き)	10円/m ³ (据え置き)
下水道普及率	59.3% (平成12年度)	62.0% (平成15年度)	75.3% (令和元年度)

(6) 改定案の使用料水準による将来推計

R4年度に下水道使用料単価 142円/m³→154円/m³
 R7年度に下水道使用料単価 154円/m³→171円/m³

① 収益的収支



各年度の純利益及び繰越利益剰余金

千円

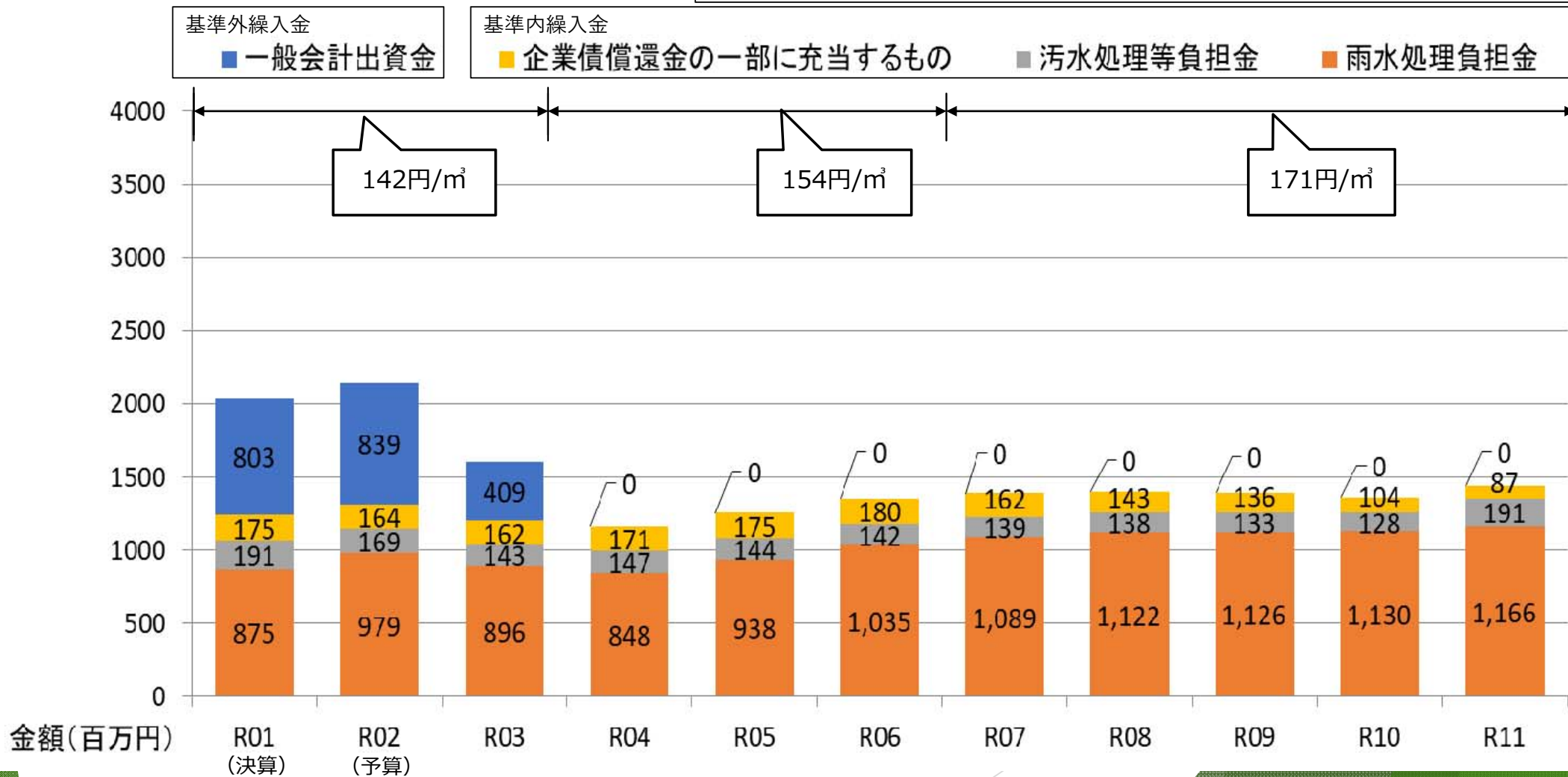
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
当年度純利益	236,132	-183,332	-229,226	129,586	156,857	52,162	627,152	468,962	285,021	109,538	14,587
繰越利益剰余金	154,759	-28,573	-257,799	-128,213	28,643	80,805	707,956	1,176,918	1,461,939	1,571,476	1,586,063

(6) 改定案の財政シミュレーション

R4年度に下水道使用料単価 142円/m³→154円/m³
 R7年度に下水道使用料単価 154円/m³→171円/m³

② 一般会計負担金・出資金

【基準内繰入金】 総務省発出の繰出基準に基づいて算出された繰入金
 【基準外繰入金】 繰出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金



(7) 使用料体系表

① 一般汚水（1か月当たり）

（税抜）

	現行	改定後	改定率	水量段階
料 基 金 本	900円	950円	5.6%	1m ³ ~ 100m ³
	1,800円	1,900円	5.6%	101m ³ ~
従 量 料 金	143 円/m ³	151 円/m³	5.6%	11m ³ ~ 20m ³
	163 円/m ³	172 円/m³	5.6%	21m ³ ~ 30m ³
	188 円/m ³	198 円/m³	5.6%	31m ³ ~ 50m ³
	227 円/m ³	239 円/m³	5.6%	51m ³ ~ 100m ³
	274 円/m ³	289 円/m³	5.6%	101m ³ ~ 500m ³
	318 円/m ³	335 円/m³	5.6%	501m ³ ~ 1000m ³
	363 円/m ³	383 円/m³	5.6%	1001m ³ ~ 2000m ³
410 円/m ³	432 円/m³	5.6%	2001m ³ ~	

② 浴場汚水

（税抜）

汚水排除量	現行	改定後
1 m ³ あたり	10円	10円

(8) 近隣他市の状況

(単位:円/2ヶ月)

使用水量	市川市			船橋市 直近改定 R 2. 7	松戸市 直近改定 H 1 9. 4	柏市 直近改定 H 2 4. 5	浦安市 直近改定 R 1. 1 0	鎌ヶ谷市 直近改定 H 2 0. 4
	現行	改正後	増加額					
基本使用料	1,800/3,600	1,900/3,800	100/200	1,380	1,928	1,086	1,560	1,906
20m ³	1,800	1,900	100	2,000	1,928	2,006	1,560	1,906
40m ³	4,660	4,920	260	4,020	4,488	4,286	3,360	4,908
60m ³	7,920	8,360	440	7,320	7,728	7,006	5,400	8,806
80m ³	11,680	12,320	640	11,920	11,548	10,666	7,680	13,766
100m ³	15,440	16,280	840	16,520	15,368	14,326	9,960	18,726
200m ³	38,140	40,180	2,040	44,020	45,728	37,622	22,560	48,026
基準外繰入金 (H30年度)	401,738千円	0千円	皆減	1,954,570千円	1,343,377千円	745,279千円	1,100,678千円	186,176千円
法適/法非適	法適			法適	法適	法適	法非適	法非適

1世帯標準
家庭使用料
の比較対象

(9) 一般家庭への影響額

世帯人数別下水道使用料改正による影響（2カ月、税抜）

世帯人数	平均使用水量 ※1	現在の使用料 (142円)	+5.6%（基本料金950円） 154円		備考
			使用料	差額	
1人	16.4m ³	1,800円	1,900円	+100円	基本料金のみ
2人	31.8m ³	3,373円	3,561円	+188円	
3人	41.4m ³	4,823円	5,092円	+269円	
4人	50.2m ³	6,290円	6,640円	+350円	
5人	55.0m ³	7,105円	7,500円	+395円	
6人以上	67.0m ³	9,236円	9,746円	+510円	

※1 東京都水道局 平成30年度生活用水実態調査の平均使用水量より

(10) 今後のスケジュール

日 程	予 定
令和2年8月24日	令和2年度 第1回下水道審議会
令和2年10月	令和2年度 第2回下水道審議会
令和2年11月	令和2年度 第3回下水道審議会
令和2年11月	下水道使用料のあり方について答申
令和3年2月	令和3年2月議会 下水道条例改正議案上程
令和3年4月～4年3月	周知・システム改修
令和4年4月1日	下水道使用料改定